

平成 2 8 年 9 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 8 年 9 月 6 日 開会

河 合 町 議 会

平成28年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（9月6日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	7
○開議の宣告.....	7
○町長のあいさつ.....	7
○会議録署名議員の指名.....	8
○会期の決定.....	8
○付議事件の一括提案理由の説明.....	9
○承認第9号の質疑、討論、採決.....	16
○承認第10号の質疑、討論、採決.....	17
○議案第38号から議案第42号の委員会付託.....	18
○認定第1号から認定第9号の委員会付託.....	18
○散会の宣告.....	20
○署名議員.....	21

平成28年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（9月6日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	7
○開議の宣告.....	7
○町長のあいさつ.....	7
○会議録署名議員の指名.....	8
○会期の決定.....	8
○付議事件の一括提案理由の説明.....	9
○承認第9号の質疑、討論、採決.....	16
○承認第10号の質疑、討論、採決.....	17
○議案第38号から議案第42号の委員会付託.....	18
○認定第1号から認定第9号の委員会付託.....	18
○散会の宣告.....	20
○署名議員.....	21

平成 2 8 年 9 月 6 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成28年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成28年9月6日(火)午前10時00分開会

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正) |
| 日程第 4 | 承認第 10 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(賃貸借契約の終了に基づく明渡し等を求める訴訟の提起) |
| 日程第 5 | 議案第 38 号 | 平成28年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第 39 号 | 平成28年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第 40 号 | 平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第 41 号 | 平成28年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第 42 号 | 平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について |
| 日程第 10 | 議案第 43 号 | 平成28年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 11 | 議案第 44 号 | 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第 12 | 議案第 45 号 | 西和衛生試験センター組合の解散について |
| 日程第 13 | 議案第 46 号 | 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第 14 | 認定第 1 号 | 平成27年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第 15 | 認定第 2 号 | 平成27年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第 16 | 認定第 3 号 | 平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第 17 | 認定第 4 号 | 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第 18 | 認定第 5 号 | 平成27年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第 19 | 認定第 6 号 | 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第 20 | 認定第 7 号 | 平成27年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第 21 | 認定第 8 号 | 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について(別冊) |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 岡田美伊子	2番 大西孝幸
3番 清原和人	4番 馬場千恵子
5番 吉村幸訓	6番 岡田康則
7番 森尾和正	8番 池原真智子
9番 西村 潔	10番 疋田俊文
11番 谷本昌弘	12番 中尾伊佐男
13番 辻井賢治	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	福井敏夫
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	堀内伸浩
まちづくり 推進部長	竹田裕昭	教育部長	井筒 匠
総務部次長	木村光弘	福祉部次長	門口光男
住民生活 部次長	岡田昌浩	政策調整課長	森嶋雅也
安心安全 推進課長	阪本武司	財政課長	上村卓也
税務課長	浮島龍幸	福祉政策課長	辰己 環
社会福祉 協議会課長	山本孝典	保険スポーツ 課長	上村 豊
認定子ども 園準備室長	佐藤桂三	特命担当	梅野修治
住民生活課長	上村英伸	まちづくり 推進課長	中山雅至

地域活性課長 福 辻 照 弘

上下水道課長 石 田 英 毅

教育総務課長 杉 本 正 範

生涯学習課長 上 村 欣 也

欠席者

企 画 部 長 澤 井 昭 仁

会議に従事した事務局職員

調 整 員 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。本日、告示第19号をもって平成28年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、平成28年第3回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会を召集いたしましたところ、全員元気にお集まりいただきまして、大変ご苦勞様でございます。非常に厳しい残暑と言いますか、それと同時に台風が数多く日本に上陸しております。これからもまだ、台風の危険性もございます。防災につきましても皆さま方にも今後ともお力添え賜りますことをお願い申し上げたいと思います。

本日は、議案第38号から議案第46号の9議案と、承認第9から承認第10号の2承認、認定第1号から認定第9号までの9認定、合計20案件を上程させていただいております。後ほど副町長の方から説明を申し上げますが、皆様方のご議論いただきまして御決定を賜りますことをお願い申し上げまして招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、6番、岡田康則議員、7番、森尾和正議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

8月29日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○11番（谷本昌弘） 去る8月29日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月6日より9月20日までの15日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第38号から議案第46号の9議案、承認第9号、第10号の2承認、認定第1号から第9号の9認定を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、9月15日、16日の二日間にわたり審議を再開いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日6日より20日までの15日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者より議案第38号より議案第46号までの9議案、承認第9号、第10号の2承認、認定第1号より第9号までの9認定について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成28年9月定例議会に上程致されました、議案第38号から議案第46号までの9議案、承認第9号と承認第10号の2承認、認定第1号から認定第9号までの9認定、合計20案件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

議案第38号 平成28年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,870万3,000円を追加し、予算総額を68億7,245万3,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金費3,574万4,000円の増額につきましては、財源調整による増額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では、総合福祉会館運営費177万8,000円の増額で、内容につきましては、住民の日常生活における主要な施設へのアクセスを確保するため、現在の豆山きずな号は従来どおり運行し、新たに商業施設、病院、駅、郵便局などへの移動利便性を確保するため、1路線の追加運行を実施し、利用効果等を検証することで、今後におきます公共交通の方向性について考察してまいりたいと考えてます。

8款消防費、1項消防費193万8,000円の増額につきましては、消防団員退職報償金の増額となっております。

12款諸支出金、2項特別会計繰出金75万7,000円の減額につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に伴う財源調整として、繰出金を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

18款繰越金、1項繰越金で543万1,000円の増額。

19款諸収入、4項雑入で3,327万2,000円の増額。

内訳につきましては、消防団員等公務災害及び退職報償金受入金144万7,000円の増額、及び、清掃工場火災保険金額確定により保険金受入金3,182万5,000円の増額でございます。

以上、歳入歳出 3,870 万 3,000 円の増額補正となっております。

議案第 39 号 平成 28 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 2,556 万 6,000 円を減額し、予算総額を 25 億 9,246 万 6,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、補正額の増減はなく、財源の振替のみとなっております。

4 款介護納付金、1 項介護納付金では 1,208 万 9,000 円の減額で、額の確定に伴う減額となっております。

11 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等では、1,339 万 3,000 円の減額で、額の確定に伴う減額となっております。

12 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等では、8 万 4,000 円の減額で、これにつきましても額の確定に伴う減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い致します。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税で 4,199 万 7,000 円の減額。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 815 万 3,000 円の減額。

同じく、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 2,414 万 7,000 円の増額。

4 款県支出金、1 項県補助金で 152 万 8,000 円の減額。

7 款繰越金、1 項繰越金で 196 万 5,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 2,556 万 6,000 円の減額補正となっております。

議案第 40 号 平成 28 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替のみを行うものでございます。

議案第 41 号 平成 28 年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 46 万 4,000 円を減額し、予算総額を 7 億 853 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、3 ページをお願い致します。

このことにつきましては、公共下水道建設事業債の借入限度額を表のとおり変更し、起債の限度額を 1 億 8,820 万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。10 ページをお願い致します。

2 款公共下水道事業費、1 項公共下水道事業費の下水道長寿命化計画事業費 46 万 4,000 円の減額で、内容につきましては、下水道長寿命化計画事業費不用額を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

1 款使用料及び手数料、2 項手数料で 3 万 6,000 円の増額。

6 款繰越金、1 項繰越金で 50 万円の減額。

7 款町債、1 項町債で 240 万円の減額。

9 款県支出金、1 項県補助金で 240 万円の増額となっております。

以上、歳入歳出 46 万 4,000 円の減額補正となっております。

議案第 42 号 平成 28 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替を行うものでございます。

議案第 43 号 平成 28 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ 2,478 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 18 億 2,978 万 2,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

1 款総務費、1 項総務管理費では 28 万 7,000 円の増額で、国保連合会負担金額の確定に伴う増額となっております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では、補正額の増減はなく、財源の振替のみとなっております。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では 2,449 万 5,000 円の増額で、平成 27 年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う、償還金の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い致します。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金で 17 万 3,000 円の増額。

7 款繰入金、2 項基金繰入金で 1,611 万円の減額。

8 款繰越金、1 項繰越金で 4,071 万 9,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 2,478 万 2,000 円の増額補正となっております。

議案第 44 号 平成 28 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ65万4,000円を追加し、予算総額を3億1,765万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では65万4,000円の増額で、平成27年度分に係る被保険者からの納付金未払い分を、負担金として広域連合に納付することに伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

5款繰越金、1項繰越金で65万4,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出65万4,000円の増額補正となっております。

議案第45号 西和衛生試験センター組合の解散について及び、議案第46号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

西和衛生試験センター組合につきましては、王寺周辺広域市町村圏協議会の構成7町の水道及び環境等の検査事務を共同で行うために、昭和46年に設立された一部事務組合ですが、国の規制緩和に伴い水道等の水質検査に対して民間企業の参入が認められたことや、組合が保有する検査機器の老朽化などにより、組合の存続についての協議を重ねてまいりました結果、当組合の解散と、解散に伴う財産処分について、構成する7町で協議のうえ定めるよう、この議案を上程するものでございます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。このことにつきましては、「児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令」が8月1日から施行されることに伴い、「河合町ひとり親家庭等医療費助成条例」中、同政令を引用する箇所について改正を行うものでございます。

なお、この条例は、平成28年8月1日から施行するものでございます。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「貸借契約の終了に基づく明け渡し等を求める訴訟の提起」についてご説明申し上げます。

町営住宅入居者が、河合町住宅管理条例第 41 条第 7 項を根拠とする住宅明け渡し請求に応じないことから、賃貸借契約の終了に基づく明け渡しと住宅使用料等の支払いを求める訴訟の提起について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を要すべきところ、明け渡し請求した指定期限をすでに経過し、速やかに訴訟の手続きを進める必要があったことから、同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

次に、認定第 1 号から認定第 9 号につきましては、平成 27 年度各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。

認定第 1 号から認定第 8 号までの、一般会計並びに 7 特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また、認定第 9 号、水道事業会計決算認定につきましては地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

配布しております「平成 27 年度 主要な施策の成果」を基に説明をさせていただきたいと思っております。

主要な施策の成果の 13 ページをお願い致します。

認定第 1 号 平成 27 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。下段の表のとおり、歳入総額は 65 億 2,123 万 4,733 円となり、対前年度 3,699 万 9,812 円の減額、率にいたしまして 0.6%の減となっております。歳出総額につきましては 65 億 453 万 6,985 円で、対前年度 5,775 万 9,566 円の増額、率にいたしまして 0.9%の増となっております。歳入面におきましては、主要自主財源である町税では、法人住民税が一部企業の業績などにより 4,647 万 5,000 円、率にいたしまして 41.9%減額、固定資産税が評価替えなどで 923 万 2,000 円、1.1%の減額となるなど、町税総額では前年度に比べて 6,387 万 7,000 円、率で 3.0%減額となっております。また、地方交付税は、普通交付税に算入される公債費の減少や、臨時財政対策債の減少などにより、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額で、前年度に比べてまして 8,153 万 3,000 円、率にいたしまして 3.5%の減額となっております。歳出面では、扶助費で、障害者自立支援給付費、私立保育所委託措置費の増加などにより 5,832 万 5,000 円、率にいたしまして 7.7%の増額、災害復旧事業費では、清掃工場火災発生に伴い 3,766 万 7,000 円の増となっております。また、公債費は、昨年実施した県の財政健全化支援事業による無利子借換えによる繰上償還の減少などで 8,478 万 8,000 円、率にいたしまして 7.2%減額となっております。

普通建設事業費は、小・中学校、幼稚園の耐震化事業の完了などにより、前年度に比べて3,677万1,000円、率にいたしまして9.1%減額になっています。

以上の結果、歳入歳出差引額から翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支額は1,543万748円の黒字決算となっております。

次に、同じく主要な施策の成果の116ページ、117ページをお願い致します。

この表につきましては、一般会計歳入款別決算一覧表となっております。117ページの右端は、総収入に対する款別割合を明記しており1町税31.5%、9地方交付税30.2%、合計で61.7%となっております、町の主要な収入項目となっております。

次に、118ページ、119ページをお願い致します。

この表は、歳出款別決算一覧表で右端は総支出に対する款別割合を明記しており、3民生費31.0%と最も多く、続いて11公債費16.8%、2総務費13.7%の順となっております。

続いて、126ページ、127ページをお願い致します。

この表は、歳出性質別款別内訳表となっております、下段の合計欄のとおり扶助費、補助費等26.8%、人件費25.6%、公債費16.8%の順となっております。

なお、主要な施策の成果の15ページから89ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

主要な施策の成果の91ページをお願い致します。

認定第2号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額25億6,068万4,390円、歳出総額25億5,871万8,643円、実質収支は196万5,747円となっております。92ページ、93ページには保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので参照していただければと思います。主要な施策の成果の95ページをお願い致します。

認定第3号 平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額3万円、歳出総額466万2,500円、差引実質収支は463万2,500円の赤字決算となり、翌年度繰上充用金で補填しております。

主要な施策の成果の97ページをお願い致します。

認定第4号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額948万4,925円、歳出総額872万8,311円で、差引実質収支は75万6,614円となっております。

主要な施策の成果の99ページをお願い致します。

認定第5号 平成27年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額7億626万6,728円、歳出総額7億626万6,728円で、差引実質収支は0円となっております。主な事業実績は100ページ以降に記載しております。

主要な施策の成果の103ページをお願い致します。

認定第6号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額188万円、歳出総額0円、差引実質収支は188万円となっております。貸付状況は104ページに記載しております。

主要な施策の成果の105ページをお願い致します。

認定第7号 平成27年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。保険事業勘定では、歳入総額15億188万5,339円、歳出総額14億6,038万3,309円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は4,071万9,030円となっております。106ページ以降に保険料の収納状況、給付状況等を記載しております。

主要な施策の成果の109ページをお願い致します。

認定第8号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額2億9,619万8,199円、歳出総額2億9,554万4,599円、差引実質収支は65万3,600円となっております。支出状況は110ページに記載しております。

認定第9号 平成27年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。

別冊をお願い致します。河合町水道事業会計決算書1ページをお願い致します。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額6億2,177万6,894円、支出総額5億7,845万5,064円、差引実質収支は4,332万1,830円となっております。

次に、決算書の3ページをお願い致します。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額0円、支出総額3,212万5,903円、差引実質収支は3,212万5,903円の赤字決算となっております。なお、12ページ以降には、事業報告書、給水人口及び配水量などを記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、上程致されました20案件の説明をさせていただきました。

よろしく、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（足田俊文） 10分間暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時47分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） この条例の改正については、児童福祉法の改正に基づく改正ということで説明がありましたが、その児童福祉法の改正の中身を教えてくださいと思います。

○福祉部次長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 内容ということでお答えさせていただきます。児童扶養手当法施行例第2条の4に児童扶養手当支給に関する取得制限が示されています。その条文に欄が設けられたこと。また、2項が新たに新設されたことにより、項の移動が生じたので、条例による条文の引用変更を行う物であり、内容の変更はございません。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この条例について、専決しなければいけなかった理由を教えてください。

○福祉部次長（門口光男） 先程、申し上げた通り、ひとり親家庭等医療費助成条例につきましては、児童扶養手当法を準用させていただきましたので、それに伴い、条文が移動したことによる変更が生じたということでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(河合町ひとり親家庭等医療費助成の条例の一部改正)は承認すること決定しました。

◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（賃貸借契約の終了に基づく明渡し等を求める訴訟の提起）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この件について、誓約書を交わして4年経つということですが、この間に町としてもずいぶん努力をされてきたと思いますがどのような話し合い、努力をされてきたのか教えていただきたいと思います。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 入居者に口頭により退去するような指導は随時行って参りました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第10号 専決処分承認を求めることについて(賃貸借契約の終了に基づく明渡し等を求める訴訟の提起)は承認すること決定しました。

◎議案第38号から議案第46号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第5 議案第38号、日程第6 議案第39号、日程第7 議案第40号、日程第8 議案第41号、日程第9 議案第42号、日程第10 議案第43号、日程第11 議案第44号、日程第12 議案第45号、日程第13 議案第46号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第38号を総務常任委員会に付託します。

議案第39号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号を厚生常任委員会に付託します。

議案第40号、議案第41号、議案第42号を経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号から認定第9号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第14 認定第1号、日程第15 認定第2号、日程第16 認定第3

号、日程第17 認定第4号、日程第18 認定第5号、日程第19 認定第6号、日程第20 認定第7号、日程第21 認定第8号、日程第22 認定第9号までの審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は決算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいかお諮りいたします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

○議長(疋田俊文) 再開します。

委員は5名とします。委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、清原和人議員、馬場千恵子議員、岡田康則議員、谷本昌弘議員、中尾伊佐男議員以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 03 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には岡田康則議員、同副委員長には谷本昌弘議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前 11 時 04 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 岡 田 康 則

署 名 議 員 森 尾 和 正